

議案第 4 3 号

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、本市病院事業企業職員の扶養手当について見直しを行うほか、特定任期付職員に対し勤勉手当を支給する等のため改正する。

[内 容]

1 扶養手当の支給対象となる扶養親族の変更（第 4 条関係）

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）を扶養手当の支給対象となる扶養親族から除外することとする。

2 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大（第 1 4 条関係）

管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を次のように拡大することとする。

改 正 後	改 正 前
午後 1 0 時から翌日の午前 5 時まで	午前 0 時から午前 5 時まで

3 特定任期付職員に支給する手当の変更

(1) 特定任期付職員業績手当の廃止（第 2 条及び旧第 1 7 条関係）

特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して支給する特定任期付職員業績手当を廃止することとする。

(2) 勤勉手当の支給（第 2 6 条関係）

特定任期付職員に対し、勤勉手当を支給することとする。

4 経過措置（改正条例附則第 2 項関係）

1 にかかわらず、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間においては、配偶者を扶養手当の支給対象となる扶養親族に含めることとする。

5 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（改正条例附則第 3 項関係）

暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することとする。（附則第 1 4 条関係）

6 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日